

1. 件名:「日立造船(株) 特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【19】」

2. 日時: 令和5年3月16日 14時40分～16時00分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

日立造船株式会社

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室

主席技師 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

資料1-1 特定兼用キャスク型式証明(Hitz-P24型) ヒアリングコメント管理票

資料1-3 補足説明資料 4-1 4条地震による損傷の防止 地震に対する安全機能維持に関する説明資料(令和4年6月30日第16回審査会合資料)

資料1-4 補足説明資料 5-1 5条津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料(令和4年6月30日第16回審査会合資料)

資料1-5 補足説明資料 6-1 6条外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料(令和4年6月30日第16回審査会合資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁のマツノです。
0:00:06	それでは日立造船の型式証明のヒアリングを始めたいと思います。今日はこれまでのヒアリング等のコメント回答ということで資料を用意していただきましたので、
0:00:19	資料に沿って説明をお願いいたします。
0:00:23	はい。日立造船の方に、
0:00:26	本日は、
0:00:29	ということで、
0:00:30	お配りした資料 1-1。
0:00:34	コメント管理表。
0:00:36	で整理しておりますので、ここでまだ、
0:00:39	完全にクローズしてないところについて、説明していきたいと。
0:00:46	ます。
0:00:47	それでは、順番に、
0:00:50	お願いします。
0:00:52	日立造船の南です。
0:00:55	それではヒアリングの方でいただきましたコメント、地震竜巻津波のところにつきましてご説明させていただきます。
0:01:04	ペイジーが 7 ページからになります。
0:01:09	まず、地震竜巻津波に関するヒアコメントの状態なんですけれども、江藤、基本的にいただいたコメントにつきましては、資料等に、
0:01:20	反映しまして 6 月 30 日の審査会合資料として、
0:01:24	提出している状態にあります。
0:01:27	課題としまして、コメントとして残っているところとしましては、主に補正靱性にて反映すべきところが残っているという状況になります。
0:01:37	本日も説明する箇所としましては、
0:01:39	これまでのヒアリングでいただいたコメントに対しまして、
0:01:44	ヒアリングの場で 5 への回答ご説明できていなかった場所、具体的には、6 月 30 日の審査会合資料として反映した箇所、
0:01:53	及び審査会合以降に回答した部分のところについて説明させていただきます。
0:02:00	それでは、コメントナンバー 73-1 のところからになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:06	こちらのいただいたコメントの内容ですが、バスケットプレート $\theta$ に関連するコメントです。図の3段目と4段目の間の横張りの曲げを考えると、
0:02:17	荷重条件が、
0:02:19	19ページに示す横梁の曲げを評価している箇所よりも厳しいはずであるため、その曲げの評価が必要ではないかというコメントでした。
0:02:28	それに対しまして、補足説明資料及びパワーポイント資料の方に、横梁の曲げの評価を追記しております。状態としては対応済みという状況になります。
0:02:41	続きまして、
0:02:44	9ページ目。
0:02:45	コメントNo.82の一番、すみません、今説明いただいたんですけどあれですよね資料4-1の別紙2の、せめてどこの部分に書いたとかぐらいは言ってもらったほうがいいと思うんですよね。
0:03:00	それぞれ各自では見てますけど、それでいいのかどうかっていうのをこういう付けましたとか、
0:03:07	記載いただけてますけど、書きましたで終わったら、今日のヒアリングの意味ないと思うので、
0:03:13	これ以上できません。
0:03:17	はい。
0:03:18	それではコメントNo.73-1の回答のところで補足説明資料、
0:03:26	4、4-1。
0:03:33	本日提出している資料で言いますと、地震の4条のすみません、側面、補足説明資料4-1の
0:03:41	別紙の2の19ページ。
0:03:45	以降のところになります。
0:03:54	具体的な位置としましては、別紙2の22ページのところを見ていただきますと、この評価14という箇所、こちらがご指摘いただいた厳しいのではないかとこの箇所になっております。
0:04:08	この箇所の評価をつい追記したという形になります。
0:04:19	それでは続きまして、
0:04:21	コメント。
0:04:31	すみません。別紙2の19ページのところから、バスケットプレート $\theta$ 括弧評価104というここに評価を追加しております。
0:04:43	具体的な評価1といいますのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	別紙 2 の 22 ページのところの、
0:04:49	上の図に示しております、4 段目、3 段目と 4 段目の間にあります横張りのところで、
0:04:57	斜線でハッチングしている箇所。
0:04:59	評価 1④と記載しておりますけれども、
0:05:03	ここに生じる応力を評価しております。
0:05:17	続きまして衛藤ごめん。
0:05:21	コメント管理表の 9 ページ目の、コメントナンバーで言いますと、82-1 ページ、すいません。コメントNo.82-1 になります。
0:05:31	ねじ山のシアツ応力の評価もしているのかというコメントでした。
0:05:36	こちらにつきましては、補足説明資料 4-1 の方にネジ山のシアツ応力の評価を追記しております。
0:05:46	具体的には補足説明資料の別紙 1 の 8 ページから 10 ページになります。
0:05:57	別紙 1 の 8 ページのところにシアツ応力という世道力を評価する項目を追加しまして、
0:06:04	こちらのところで、
0:06:07	別紙 1-5 の図に示しますように、
0:06:11	トラニオンとそのトラニオンが組み込まれるキャスク本体の、この境界部のところに生じるシアツウ力というものを評価、追記しております。
0:06:25	続きまして、衛藤コメント管理表の 10 ページ目になります。コメントNo.84 の 1 ページ。
0:06:34	ページ中央の図が何を示しているのかということで、こちらは審査会合資料パワーポイント資料の方に、
0:06:43	この図が境界条件の詳細図を説明しているということがわかるように記載を追加いたしました。
0:06:53	続きまして 11 ページの
0:06:58	すみません、11 ページではなくて 12 ページのコメントNo.85 の 2 番になります。
0:07:05	あとコメントの内容ですが、
0:07:07	もともとトラニオンメネジ分に関しては、評価、疲労の評価が必要ないのに記載していて、密封境界部に関しては必要なのに記載していなかったという理解がされていたが、どういう考えだったのか。
0:07:21	日本容器に対して必要なのか必要じゃないのか、必要があるのならばどのように評価するのは記載することというご質問でした。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:30	こちらに対しまして、疲労評価につきましては、型式指定の際に詳細に説明するものと理解しておりましたが、先行の型式においてトラニオンメネジ分だけを疲労評価していたためそれに合わせてトラニオンメネジ分の疲労評価のみを記載することとしていました。
0:07:47	なお密封容器の疲労評価につきましては、型式指定において、金属キャスク構造規格に従って評価を実施するという事を考えております。
0:08:01	続きまして、13 ページ目のコメントNo. 8、
0:08:08	今の点の疲労評価については、申請書上、
0:08:13	事業利益と行動するという、続きまして、聞こえますか。はい。規制庁松村です。すみません。
0:08:25	はい。今の疲労評価、もう一度お願いします。医療評価の点は、
0:08:31	申請書添付上、
0:08:34	記載はどのようになっていますか。
0:08:40	衛藤。
0:08:41	申請した段階では何も書いていない状態になります。
0:08:46	それを補正するという事ですか。
0:08:53	はい。かかんない。書かない。投資申請書には記載しないということになります補足だけに書くのトラニオンの日。
0:09:02	すみませんもう一度お願いします。
0:09:04	申請書には書かないんですけど、今のこの回答と方針を見ると、
0:09:11	そもそも疲労評価のみを記載することとしていたなお書きのところの密封容器の疲労評価については、
0:09:19	ササキ指定に置いて、金属キャスク構造規格に従って評価を実施すると、これ多分指定の方で詳細に評価をしていくんですけども、
0:09:30	今のその申請書、その中で、もしくはその補足説明資料の中では、
0:09:37	それをしっかり明記されるっていうことでよろしいんですか、ちょっと確認ですこれ。
0:09:44	すみません少々お待ちください。
0:10:05	すみません、日立造船の南です。
0:10:07	衛藤なお書き以降のところの、型式指定、
0:10:11	その時に、金属キャスク構造規格に従って評価を実施するという方針につきましては、
0:10:18	ちょっと補足説明資料の方に反映し、したいと考えております。以上です。
0:10:25	申請書ではなく、補足の方に記載するっていうことで理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:32	説明の方続けてお願いします。
0:10:35	はい。
0:10:38	それでは、コメント管理表の 13 ページ。
0:10:42	コメントNo.86 の一番になります。
0:10:47	コメント内容についてですが、斜めの方向の評価について、言いたいことは理解したが、
0:10:54	同じ列の防止に収納されていない燃料集合体等からの荷重は、
0:11:00	作用しないという説明は物理的に正しくない家庭であろうというコメントでした。
0:11:06	こちらにつきましては、
0:11:07	補足説明資料の方の記載を修正する形といたしました。
0:11:13	具体的には、補足説明資料の別紙 2 の、
0:11:27	すいませんこれ 24 ページではなくて別紙 2 の 30 ページの方を、
0:11:33	お願いします。
0:11:37	金別紙 2 の 11 の図、
0:11:41	野中。
0:11:43	にありますこの四角枠の説明。
0:11:46	補植の本文のところにも同じ説明があるんですけども、
0:11:49	江藤新野講師の燃料集合体からの荷重は、0° 方向及び 90° 方今方向の分力に分解することができ、
0:11:59	0° 方向の分力は 0° 方向のバスケットプレート、括弧外側部で支持され、径自動方向の分力は 90° 方向のバスケットプレート、括弧外側部に支持されると。
0:12:12	いうふうに記載を見直しました。
0:12:19	続きましてコメント管理表の 13 ページのコメントNo.86 の 2 ページになります。
0:12:28	どちらの表、どっちどちらか厳しい方。
0:12:32	どちらを評価するという点について、補足説明資料に記載はあるのかということで、
0:12:38	こちらは厳しいほうを評価するということを記載しております。
0:12:45	該当箇所としましては、別紙 2 の 12 ページになります。
0:12:56	別紙 2 の 12 ページの、別紙 2-4 の図のところにつきまして、マスクング箇所になりますけれども、こちらで
0:13:07	評価する対象のものを記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:15	すいません失礼しました。上の説明文のところでも共同上、フリーなバスケットプレート①に対して評価を行うというふうに、
0:13:23	記載をしております。
0:13:26	続きまして、コメント管理表の 14 ページになります。
0:13:31	コメントNo.87 の一番、
0:13:35	衛藤コメント内容ですが、タイロッドの評価で、鉛直方向加速度のみを考えた場合は記載の説明はせず、成立すると思うが、
0:13:45	水平方向加速度も採用した場合には、ボールドのところにも荷重が作用すると思うが、どう考えているかというコメントでした。
0:13:53	こちらにつきまして、
0:13:55	補足説明資料の方に水平方向加速度が作用した場合に、タイロッドに荷重が作用しないということを記載しております。
0:14:08	ちなみに、期、
0:14:10	すいません、該当箇所としましては、補足説明資料 4-1 の、
0:14:15	C2 の 31 ページになります。
0:14:31	このタイロッドとBボツのタイロッドに書かれているところ全体が該当になるんですけども、別紙 2 の 12 図に示すように、鉛直下方向地震加速度によって、バスケットプレートに足効力が生じるため、
0:14:47	地震時にタイル分生じる応力は、タイロッドのセキ締め付け力より小さくなると。
0:14:53	また、鉛直上方向地震加速度が作用した場合には、バスケットプレートが一体となって運動するため、鉛直way方向地震力による荷重がタイロッドに作用することはないと。
0:15:05	いうところが、反映箇所になります。
0:15:11	続きまして、コメント管理表の 14 ページの、
0:15:17	80、コメントナンバー87-2 になります。
0:15:21	コメント内容についてですが、こちらはプレート間の径方向のずれを拘束しています。李間品に関する、
0:15:29	ご質問でして、強度部材として評価すべきかについてどのように考えているのかというご質問、コメントでした。
0:15:38	それに対しまして、補足説明資料の方で、Dマップの強度評価をつい、
0:15:43	いたしました。
0:15:46	具体的な箇所としましては、補足説明資料 4-1 の別紙 2 の 41 ページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	別紙 2 の 41 ページのところでは鳥居Pの評価を追加しております。具体的には、
0:16:11	真ん中の、
0:16:12	バスケットプレート、加古内側部と呼ばれておるところのAブロック、こちらがA棟、
0:16:21	ピンピンによりまして、時計方向、リブイン方向へプレート間の径方向の移動を拘束しているところの部材になっております。
0:16:32	これに対しまして、評価上は、
0:16:43	失礼いたしました。
0:16:45	リーマン品の強度評価自体は、別紙 3、別紙 3 の方に記載しております、
0:16:59	衛藤。
0:17:01	石井さんのところに地震時の李マッピングの共同評価ということで、基本的には、
0:17:08	このバスケットプレートの内側部のところは、一体として表、運動しますので、今日にはほとんど荷重は作用しないというのが、先ほどの別紙 2 のところでの説明の趣旨ではあるんですけども、
0:17:22	ここでは、別紙 3 のところで、
0:17:24	衛藤。
0:17:26	右側の別紙 3-1 の図。
0:17:30	別紙 3 の 2 ページの別紙 3-1 の図のところ、仮にですね、
0:17:36	真ん中のバスケットプレートの内側部の、
0:17:40	プレートのうち、下のね、特定兼用キャスクの側面と接するところが、仮に固定されているという状況で、
0:17:49	地震時の横方向の加速度が作用した場合に、衛藤 1、下側、底部側にとってスリーマッピングところに生じるせん断応力というものを求めて、
0:18:00	基準値に対して余裕、当金庫は
0:18:04	ディテールに対して発生するせん断応力が基準値を満足するところを確認した、ちょっと保守的な評価をしておりますけれども、
0:18:14	その評価をもってリマ品の建設は維持されるということのところを説明し、設置しております。
0:18:22	続きましてコメントか、管理表の 15 ページになります。
0:18:30	とコメントNo.88 の一番になります。
0:18:34	設計思想としては 1、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:37	一体ものとして扱うということだと理解した。その場合、一体ものとして考える前提として、
0:18:44	タイロッドの締め付け力が確保される必要があると思う確保されることをどこかで説明すること。
0:18:49	ということで、
0:18:51	補足説明資料 4-1 のところに、タイロッドによってバスケットプレートが軸方向に一体となって運動することについて、説明を追記しております。
0:19:03	こちらは先ほど参照いただきました補足説明資料のタイロッドのところの内容になります。
0:19:11	あと、一応念のため、同じか、場所を確認させていただきますと、別紙 2-31 ページ。
0:19:27	別紙 2 の 31 ページのところ、タイロッドのところに、
0:19:36	等ですね、戸井田すいません、いただいたコメントの内容は、江藤大朗殿締め付け力が確保される必要があるという、コメントではあったんですけども、
0:19:47	こちらの設計思想としましては、締め付け力は、
0:19:52	必ずしも、
0:19:54	維持する必要はないと考えてまして、基本的にこの軸方向にプレートがバラバラに飛んでいかないように、タイロッドが事故方向を
0:20:05	移動を拘束していればいいという思想になりますので、
0:20:10	繰り返しの説明になって恐縮ですけれども、
0:20:13	鉛直下方向地震加速度に仁尾が採用した場合には、バスケットプレートに圧縮効力が生じますので、
0:20:22	タイロッドに生じる応力、
0:20:24	は、この初期締め付け力よりは、小さくなるという形にはなりますけれども、このタイロッドに要求している機能は維持されるという形で
0:20:36	考えております。
0:20:42	続きまして同じ 15 ページ、コメント管理表 15 ページのエと 88 の 2 番のコメントになります。
0:20:50	このキャスクの特徴は、バスケットプレートが積み重なっている構造にある。
0:20:55	一体ものとして扱うのであれば、その設計や締め付け力の確保等に運用でカバーする部分もあるのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:02	そのようなことを補足説明資料だけではなく申請書上で記載すべきかもしれないというコメントでした。
0:21:11	こちらにつきましては、今までの審査会合及びヒアリングにおいて説明した地震竜巻津波に対する評価の内容を踏まえまして、
0:21:21	補足説明資料の 16-1 の方に、バスケット構造の、
0:21:25	説明を追記する形で対応いたしました。
0:21:30	あと具体的な箇所としましては、ちょっと補足説明資料 16-1 のほうになります。
0:21:36	そちらの別紙 1、
0:21:55	別紙 1 のところに、バスケットの構造についてというタイトルで、記載を追加しまして、バスケットの構造に関する説明というものを、下の方に、江藤。
0:22:08	か記載しているというところになります。
0:22:12	具体的には
0:22:15	視覚的にも理解できるように、図のところ、
0:22:19	いろいろ説明を追記しているという形になります。
0:22:27	続きまして、同じコメント管理表の 15 ページのコメントナンバーが 88-3 ページになります。すいません。88-3 番になります。
0:22:38	コメントの内容ですが、タイロッドがなくても、リーマン品で経営方向を拘束できる。
0:22:45	強度が十分ということであれば、水平方向に関しては 2 品の評価で代表できると考えられる。
0:22:52	いかにも他にも、こういう条件が設計思想であればこういう評価が必要ではないかという内容を、コメントをいただいております。
0:23:01	それに対しまして、
0:23:04	コメントの回答としましては、
0:23:08	補足説明資料 4-1 ページに、タイロッド及びビーム品の評価を記載いたしました。
0:23:15	これは先ほどご説明しましたように、
0:23:20	タイロッドの方は、ちょっと今回 3 回目の説明になりますので説明は割愛いたします。
0:23:26	リーマン品の評価につきましても、先ほど別紙 3 の方で、
0:23:30	ご説明しましたように、
0:23:34	今日、協働が担保されるというもので、
0:23:39	その内容を反映したものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:44	続きまして、16 コメント管理表の 16 ページ、コメントナンバーが 89 の一番になります。
0:23:53	コメント内容です。すみません。
0:23:55	規制庁、岩崎です。1 回ちょっと、リーマッピングんとかタイロッドの、
0:24:00	話のところでちょっとご質問してもよろしいですか。
0:24:05	はい。
0:24:07	はい。
0:24:08	ですねまず、別紙 2 の 31 ページ。
0:24:14	あと先ほどありました。
0:24:19	40
0:24:21	1 ペイジーのところなんですけど、
0:24:24	まず、2 の別紙 2-31 の方は、
0:24:31	最初の三行は、これは鉛直の
0:24:36	下方向の数、地震があった時の話をしていると思うんですけど、
0:24:41	この場合は、
0:24:43	地震が下に行くので、
0:24:50	緩和タイロッドに働く力ってのは緩和される方向だっていうことを言っているといるんですけど。
0:24:58	だから、これまず鉛直方向にはそのタイロッドっていうのは、ちゃんと固定するために、ある程度締め付け力がないと。
0:25:10	いけないっていう前提だと思うんですけど、それはそういう理解でよろしいんですか。
0:25:17	はい。日立造船の南です。ご理解の通りです。はい。井田儘田タイロッドっていうのは鉛直方向には動かないようにちゃんと
0:25:27	軸方向で締め付けるという役割があるという理解をし、まずしました。
0:25:35	まず、次にですね
0:25:38	その次の産業の運営方向なんですけど、上方向は、
0:25:45	一体として、運動するっていうのは、浮き上がるってことを言いたいんですか。
0:25:52	だからバスケットプレートっていうのは、タイロッド 2、締め付けられて固定するされた状態で一体となっていると思うんですけど。
0:26:03	それが全体的に浮き上がるってことを言いたいんですか。
0:26:08	はい。日立造船の南です。ご理解の通りです。はい。そうするとですね先ほど、
0:26:20	は、88-1 の回答ですか、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:27	この回答としてはだから、
0:26:31	浮き上がりについては別にただタイロッドの締め付け力は関係ないってことを言ってるんですか。
0:26:42	姫田シミズ、サトウサノミナミです話だと角締め付け力は関係ありませんという、
0:26:48	ご説明だったと思うんですけど。
0:26:53	まず種下方向についてはだから締め付け力が緩和される方向なんですけど運営方向には君、決まった締め付け力で、
0:27:04	一体となって浮き上がるということなんですけど、いずれも鎮目セキ継続は必要なんじゃないんですか。
0:27:20	すいません、日立造船の南です。このバスケットプレート同士が一体と動くため、一体となって動くために、
0:27:30	締め付け力は、もちろん算はするんですけれども、
0:27:34	パイロットの健全性。
0:27:37	このバスケットプレートが一体となって動く前提としまして、
0:27:41	まずタイロッドが健全でなければいけないということがあるんですけれども、その対応との健全性を維持するという観点におきましては、
0:27:51	タイロッドの初期締付力があるかないかというのは、
0:27:55	衛藤へ影響がないという意味で先ほどご説明いたしました。
0:28:00	つまり外力として採用しますのは地震力だけですので、
0:28:05	地震力によってタイロッドが壊れなければ、このバスケットプレートは一体として運動するという意味で、
0:28:14	タイロッドの初期締付力の数字自体は、特に意味がないというふうな意図でご説明しました。以上です。
0:28:22	すいません
0:28:25	そうするとJCBの31の最初の三行というのは、なぜ初期締付応力より小さくなるということを説明してるんですか。
0:28:48	はい。日立造船の南です。こちらにつきましては、衛藤。
0:28:54	基本的には書記、この下方向の地震。
0:28:58	速度が作用した場合に、
0:29:00	比較対象としまして、この紙初期締付力より、
0:29:05	厳しくならない、
0:29:06	という意味で、
0:29:09	伝えたかった。趣旨としましては、本体ロードが壊れることはないということをお伝え、意図を記載したかったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:17	その対象としまして、初期締付力よりは、
0:29:21	応力が小さくなりますので、超えることはないということ。
0:29:26	その説明のために持ち出したというところになります。以上です。納期規制庁のトガサキですけど。
0:29:33	ここの 88-1 の質問というのは、一定を一体物として考える前提として、タイロッドのシミズ記録確保、
0:29:44	手術記録が確保される必要があると思うが、
0:29:48	確保されることをどっかで説明することという質問なってます。で、
0:29:53	それに対して、この
0:29:56	別紙 2 の 3、31 の回答だと。
0:30:00	大体ロードっていうのは、この鉛直方向に対して、一体となるためのある程度の役割を果たしてるっていう説明になってると思います。
0:30:10	その数説明という
0:30:13	それを果たすために、日比付で前提に、前段は説明をしてるんですけど、
0:30:20	そうすると、シミズ系力っていうのが、やっぱり一体のために、必要となる条件になると思うんですけど。
0:30:29	そうではない、ないんでしょうか。
0:30:47	日立造船の南です。
0:30:49	このバスケットプレートが一体として動くという前提に関しまして、このタイロッドの初期締付力というのは、関係がないという理解です。あくまで、
0:31:01	はい。
0:31:03	それがわからないんでそしたらタイロッドなくていいですよ。
0:31:07	タイロッドっていうのは、何かシミズ
0:31:10	抑える上と下で、
0:31:13	あれですね。
0:31:15	押さえつけるために、あるものなんですよ。
0:31:19	はい。
0:31:20	その抑えるために、
0:31:22	締め付け力があるわけですよ。
0:31:30	日立造船の茂木です。実際にこれを組み立てる時に驚見付力がゼロではないっていうのは事実なんですけど、
0:31:38	これが一体と動くことに締付力が必要かということでは、ではなくてそのタイロッドが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:45	延びてしまったり切れてしまったら、一体となっておかないということなので、
0:31:50	極端言ったら締め付け力が0でぴったり同じ長さでこうタイロッドが存在するってことであれば、締め付け力はゼロでも一体となって動くということ、
0:32:01	うん。ちょっと細かい話なのかもしれんけどせですけど、ちょっと説明してるというところになります。はい。わか規制庁の藤さん。そうしたら、構造的に、
0:32:11	はい。上と下で押さえる。
0:32:15	位置関係が変わらなければ、プレバラバラであるプレートは、
0:32:24	バラバラにならないで一体的に動くってそういう理解でよろしいですか。
0:32:29	はい。その通りでございます。それだったら、締め付け力じゃなくて総じて違う形で小構造で、ちゃんとその動かないということは確保されますという説明が必要になると思います。
0:32:43	はい。申し上げますちょっと説明が適切でなかったかもしれません。ちょっと県記載と回答等、検討させていただきます。
0:32:53	すいません、規制庁の方ですけども、ね。はい。ちょっと
0:32:58	今ご説明いただいたところをちょっと非常に駆け足であんまりよくわかんなかったんですけどね。
0:33:03	リーバ品はね、そこと中央部の間ね、保守側の仮定ということだと思うんですけど、動く前提で、DOP野瀬純せん断でしょうけども準センターに評価された。
0:33:17	ということですよこれね、まず。
0:33:20	後、確認です。
0:33:22	画像専門的でその通りでございます。であれば、同じような、例えばね、考え方で、
0:33:30	ふふふリーダーシッてこう上にドーンと上がったと。そこ引っ付いてると、要はそこいたと。要はタイロッドがずっとあってシシャモ縛ってて、上を多分ボルトで締め付けるなり何なりして、
0:33:42	その形状担保してるってことですよ。
0:33:47	であれば、例えば、タイロッドは、
0:33:52	一体ですついでね、リハビリだって一体なわけでしょ。
0:33:56	であれば、なんだけどもそういう仮定を置いて評価したわけですよ。
0:34:00	であれば、何でそこで考え方違うんかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:05	いうのであれば、
0:34:06	そういう過程、例えばある部品である仮定を持ち込んだら他のやつだったら、その、どういう過程だから、
0:34:14	こう考えましたっていうところがね、ちゃんと。
0:34:17	違うんだったら違う、同じ考え方に基づいて保守側にこう考えましたっていうのは、こう考えましたっていうふうな説明をするのが、するべきではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。
0:34:31	喜多造成モチギです。
0:34:34	コメントありがとうございます。この点につきましてははですね日立造船の考え方としましてはご指摘いただいた通りのところではございます。
0:34:44	タイロッド鳥居マッピースにつきましては、基本的には一体となって動きまですのでも、
0:34:51	補足説明資料の最初の説明のところでは荷重は基本的にかからないというご説明をさせていただいてます。
0:34:57	ただ、ビーマ品のですね警報
0:35:00	バスケットが縦置きに置いた時に横にずれる方向につきましては、
0:35:06	そこまで極端なところではないと思うんですけども思いか考えてるんですけど、兼用キャスクの底板とバスケットの間摩擦があつたりですね、そこら辺の動きによって
0:35:17	少し拘束される可能性があるというところも踏まえまして一番安全側な評価を、料金については、
0:35:24	別紙3の方でちょっと追加させていただいたというのが、
0:35:28	ちょっとそこまでの説明ご説明が十分できてなかったですが、そういう意図で追加させていただいております。
0:35:34	一方ですね、キック方向についてはですね、
0:35:38	基本的には、
0:35:40	バスケット外側部と内側部の間に隙間がございまして、
0:35:44	その間、あと荷重条件としましては地震の鉛直の荷重、地震動のみを今回考慮しておりますので、
0:35:53	そこでの動きというところに、縦に置いたそこい、その部分のマツノようなですねそういう条件というものが、あまり想定されないというところがございまして、
0:36:05	そこについては
0:36:06	一番保守側の条件というのはリーマン品だけはやっぱやっという方がいかなと、いや、確認しとくべきかなというところで我々は一応、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:15	確認しているところを追加させていただきました。タイロッドについてはその点は、今説明した内容の通りで、
0:36:23	同様の評価というのは、今回追加していないというのが、現状になります。
0:36:29	以上ちょっと補足的ですが記載がちょっと十分でなかったところは申し訳ございません。補足的ですがご説明させていただきました。
0:36:37	すいません。規制庁のホデですけども。
0:36:42	今のご説明は理解しましたんでね。
0:36:45	それであれば、
0:36:48	どうお考えになるかはそれはもう日立造船の方でシナリオをやっていたきたいんですけども、一つにはね締め付け力を与えてるっていうことは、お互いに押し付け力が働いてるわけでしょ。
0:37:02	その押し付け力がね担保されるとか、そういうふうな話になるのではないんですかねという、ちょっと今感じを持ちました、いうふうにちょっと思いましたけども、その辺りはどう。
0:37:16	例えば、締め付け力を与えてるっていう方お互いに押し付け力を与えてるっていうことでその押し付けを好き押し付けが外力によって、要は外力を受けて緩和されてもそれは、
0:37:28	日間、もちろん開かない飛んでいかないということを、何が説明すればいいわけで、その辺が明確にある程度定量的な理屈に基づいて説明されていければいいような感じがいたしますけども、いかがでしょうか。
0:37:49	日立造船茂木です。コメントありがとうございます。
0:37:53	まずそちらの点コメントいただいた点につきましてもその前にいただいたコメントにつきましてもちょっと
0:38:00	あと、我々から補足説明さし、補足で説明させていただく内容も踏まえてですね、
0:38:07	ちょっと記載のほうは少し検討させていただきたいというふうに考えます。はい。以上です。はい。よろしくお願いします。
0:38:15	いいですか。
0:38:15	すいませんもう1点なんですけども先ほどリーバ品のね、そこ、そこと、要はバスケットプレートの主要部のところですよ。
0:38:25	あそこの重量って何かバスケットの重量だけですけどもナカノ収納物の重量って考えなくていいんでしょうか。
0:38:40	はい。日立造船の南です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:43	あと、今いただきましたコメントのところにつきましては、やはり基本的には、衛藤。
0:38:50	このバスケットプレート自体が、
0:38:54	一体となって動く。
0:38:56	かつ、燃料も、当然、バスケットプレートに予定されていませんので、それぞれが個別に運動しますので、
0:39:04	基本的には燃料、
0:39:06	バスケット、
0:39:08	すいません、燃料の荷重がバスケットプレートに作用する状況というのは、
0:39:13	バスケットプレートの方も、すいませんバスケットプレート内部の方ももう一緒に滑ってしまって、
0:39:21	横方向にですね、横方向に滑ってしまって、バスケットプレートの外側部のプレートに支えられるような状況に、
0:39:28	到達しないと、燃料の荷重は作用しないというふうに考えておりますので、
0:39:33	このバスケットプレートの内側部がまず一体として運動するかどうかという確認をする上では、燃料の荷重を作用させる必要はないというふうに考えております。以上です。
0:39:46	すいません。というかその一体っていうところでね、今着目されてますけども、最終的に示さない、示さなきゃいけないのは、要は理由は品がどういう荷重に対しても、
0:39:58	要はバスケットは一体ですよ。ガンと当たっても大丈夫です。今、おっしゃった理屈であるならば、例えば横方向の時に、そんなに横、ゆ立ってるところに横で燃料ふらふらしてるから、
0:40:11	全然燃料の重量なんて考えなくていいんじゃないかっていうふうにも取れるんですけども、その辺のどの例えば梁の計算とかやられる時には、燃料の重量考えられたりしてるんですけども、
0:40:22	というかバスケット全体のね、強度計算やられるときはね。
0:40:26	例えばD0品ではその中の重量は考えなくてよくて、バスケットの針を系ぎバスケットプレートのその梁をKさ板を計算板の板の強度評価すると確かにそれは、
0:40:38	いたり、燃料の重量かかんないとかかんないんだけど、どっち上立ってた状態で、要は横置きにしたような状態で自重でこうどんどん乗ってる状態ではないところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:48	評価やってるんであれば、
0:40:51	に対しても、あのさ、横方向の加速度に対して、燃料の重量を付加した上で、要はバスケットプレートだバスケットプレートの健全性評価してるわけだから、
0:41:02	Pについてもバスケットの構成材だから、考え方としては同じじゃないとおかしいんじゃないでしょうか。
0:41:07	何かご都合のように思います。
0:41:13	はい。
0:41:14	日立造船の南です。今ご指摘いただきました子店につきましては、
0:41:20	実際に燃料がえとアトベ。
0:41:23	水平方向の地震加速度が作用して、燃料の荷重がバスケットプレートに作用した場合にはですね、この李ピンのところにつきましては、
0:41:35	例えば、リーマン品は、このリーム品が位置するウエノプレートと下のプレートを、K方向の移動を拘束する部材になっているんですけれども、
0:41:43	上のプレートと下のプレートが、燃料から荷重を受けて、同じように、変形。
0:41:50	するというふうに考えられますので、この李品の位置のずれっていうのは、
0:41:56	そうしないと、燃料からは同じ荷重を受けるので、
0:42:00	基本的には、この李マッピングのところ、上のプレートと下のプレートの位置がずれるということはないというふうに考えてますので、
0:42:07	ビーマ品の評価をする上で燃料の荷重を、
0:42:12	考慮する必要はないというふうに考えております。
0:42:15	以上です。
0:42:25	すいません日立造船の南です。すいません1点だけ補足しますと、説明した所、
0:42:32	バスケットの状況というのは、燃料がバスケットプレート内側部に作業した状況というのは、このバスケットプレート内側部が、
0:42:42	さらに外側にあるバスケットプレートの外側部のところで、もう移動できないように支えられていると、というようなそのような状況での、今ご説明させていただきました。
0:42:52	以上です。
0:42:56	規制庁のトガサキですけどちょっと戻る、戻るんですけど後でちょっと具体的に説明されるっていうことだったんですけど、
0:43:04	別紙2の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	別紙 2 の 41 ページの、
0:43:11	椎野梨衣品の、
0:43:15	そのための真ん中のパラグラフのところの、
0:43:19	2 行目のそのまた以降なんですけど、
0:43:23	水平方向家族に対しては、バスケットプレート内側部は一体となって運動し、
0:43:31	いろいろ書いてあるんですけど、
0:43:34	最後にバスケットプレート同士にずれは生じツリーマッピング。
0:43:38	に加重差荷重は作用しないって書いてあるんですけど、これが何かその一体となって運動するから、ずれJは生じなくて、
0:43:49	荷重は作用しないとしてるんですけど、やっぱ一体となって運動するためには、この李マッピングが必要なんじゃないかと思うんですけど。
0:44:00	それはいかがですか。
0:44:06	はい。日立造船の南です。今ご指摘いただいた点につきまして、
0:44:12	あくまでも地震加速度が作用したときに、燃料、バスケットプレートともにへと移動する状況が発生した場合には、
0:44:27	このバスケットプレートが外側のバスケットプレートの外側部のところまで移動して支えられる状況。
0:44:34	に至るといふふうに考えてまして。
0:44:36	その場合には、江藤小、
0:44:39	今別紙 2 の 41 ページに記載の通り、Dマッピングバスケットプレート同士にずれが生じないのでDマッピングに、
0:44:47	荷重は作用しないという
0:44:50	説明の通り、
0:44:52	になります。で、あくまで、この、今、我々が別紙 3 の方で評価しているのは、
0:44:59	そもそも、
0:45:01	水平方向に地震、
0:45:03	力が作用した場合に、
0:45:05	まずバスケットプレートの内側部が、
0:45:08	一体として運動するという最初の条件のところですね。
0:45:13	ここに対して、
0:45:15	そもそも横方向の地震力が作用しただけで、
0:45:19	バスケットプレート、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:21	この中にあるリンはピンが壊れてしまったらそもそもバスケットプレート内側部一体として動かない、バラバラになってしまうので、
0:45:29	そこのところの点について、
0:45:32	つまりまずバスケットプレート内側部が一体として運動する。
0:45:36	というその条件、前提条件を確保確認するために、
0:45:42	鳥羽。
0:45:43	Dマッピングのところの強度評価をしているのが別紙3の条件というふうに位置付けております。
0:45:50	回答になっておりますでしょうか。規制庁のトガサキですけどそうすると、
0:45:57	別紙Cさんというのは、
0:46:00	このリーバ品が壊れないということの、是選定になってるっていうふうに理解してよろしいですか。
0:46:09	はい、ご理解の通りです。
0:46:11	わかりました。だからLee品も今日強度の
0:46:15	部材として、申請書に書かれるという理解でよろしいですか。
0:46:32	少々お待ちください。
0:46:47	喜多条線のミナミです。鳥居品についても強度部材としては記載いたします。わかりました。はい。
0:46:56	すいません。はい。タイロッドの方も、強度部材としてDマッピングをですね、両方記載いたします。
0:47:03	すいませんせ、ちょっとお聞きしたいんですけど今の別紙の3の一井の方で、
0:47:11	Dマッピーの一体となって運動する。
0:47:15	することを前提としてっていうところで、共同評価の最後の方で180°における港北降伏応力のルートサブルートHT、そこら辺の記載が除熱の16-4。
0:47:29	から設定ってあるんですけどこれと、
0:47:32	除熱のどこを見たらいいですかね、ただ除熱のページ変わるから、そっちが何だろう、そこまで書かなくていいと思うんですけど、現状今何ページ見たらいいんですかね。
0:47:46	ちなみにリームピートタイロッドってそれぞれ材料なんですか。
0:47:58	日立造船の南です。
0:48:00	まずリーム品と大量等の材質についてですけども、どちらも差圧630になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:09	度熱解析の方の該当ページにつきましては、
0:48:15	非造成のモチギです。上、熱解析の結果の方はですね、補足説明資料 16-4。はい本日お送りして、はい。24 ページになります。10、
0:48:28	今日 4 になります。
0:48:30	ここのバスケットというところのこの運動を用いております。
0:48:36	バスケット何だこれ、あれですか、マスキングじゃないですよねこの温度 って。
0:48:42	180 度じゃないですよね。恩田。
0:48:47	これを、そうですねちょっと補足説明資料の記載が不十分なんで、これを 10 単位で切り上げて強度評価とかは、すいません。
0:49:01	申し訳ありません 28。
0:49:04	20、26 ページをご覧くださいちょっと間違えました。
0:49:08	今のが除熱解析の評価温度で設計温度っていうのはそれを切り上げた 値をですね。はい。兵庫の方で設定します。申し訳ございません。あり がつございますで孔口 6 の $\sqrt{3}$ 分の 1 っていうのはこれあれですかね 金属キャスクの
0:49:24	供用状態 D とか、どう、
0:49:26	あれ、関係してくるそうですね
0:49:30	はい。これ、完全に行って、
0:49:34	これせん断応力くうですので、
0:49:38	抗力の $\sqrt{3}$ 分の 1 という材料力学的なところで設定してるというところにな ります。はい、わかりました。ちなみにリーム品とタイロッドの材料って どっかに書く予定あります。何か。
0:49:53	あと今共同部材にするって言ってたんで、多分そう。はい、えっとです ね、今補足説、申請書の補正版作ってまして、文章中には、タイロッドリ ーバ品の機能について書いたんですが、材質をちょっと変えたかはちょ っと今、
0:50:11	すぐ思い出せないのでもっと確認します。
0:50:15	材質はして貸してあれしたら、
0:50:18	すみません、材質は今補正申請書案を作ってる段階では、今まだ入れ てないです我々として出身選手には多分いらないと思うんですけど、補 足ぐらいにちらっと載ってた方がいいかな。
0:50:32	と思うんですけどね。今後の指定のときのために、
0:50:37	はい。それ踏まえてちょっと検討させていただきましていただいてすいま せんはいお願いします。はい、どうぞ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:45	すいません。たびたび規制庁の方ですけども、品の評価を終え品はこれバスケットプレートもちろんダイレクトに挿入されてるというふうを考えてよろしいですかね。
0:50:59	ですね。
0:51:00	すいません、もう一度お願いしますもしリンは品はダイレクトにバスケットプレートに、要はバスケットプレートに穴開けて、そこに挿入されてるというイメージですよ。
0:51:14	北井造成の方でその通りでございます。であれば虎に確かトラニオンとか何とかのみ、要は、ANAの方の評価もやってるんで、バスケットの方、
0:51:26	の強度の方が当然弱いと思いますから、荷重の受け方は違いますが、バスケットの方についても、その穴が変形しないということは、には言及していただきたいと思います。
0:51:40	はい、了解いたしました。
0:51:51	規制庁松野です。じゃあ、続けて説明をお願いいたします。
0:52:02	日立造船の南です。続きまして、コメント管理表の 16 ページのところからご説明いたします。コメントNo.89 の一番になります。
0:52:15	固定金具能力は 140° における降伏応力を評価基準としているようであるが、140° の根拠は何か、最初に各評価部位の設計温度と根拠を明示しておくというコメントでした。
0:52:29	こちらにつきまして、補足説明資料 4-1 の方に、各評価部位の設計温度の根拠というのを追記いたしました。
0:52:40	基本的には
0:52:43	回収、評価基準値を記載しているところにすべて
0:52:48	参照している温度のところ情報を記載してるんですけども、その 1 例としまして、別紙、先ほどから出ている別紙 3 の、
0:52:57	ところですね別紙 3 の 1 ページで言いますと、
0:53:00	下の、
0:53:02	表のところ、すいません、1 ページの一番下のところの注書きのところですね、除熱解析に、
0:53:08	に関する説明資料の方から、参照していますという情報を、
0:53:12	すべて気中書きで記載しまして、その中の先、本文中の方に何度という情報を記載しております。
0:53:25	続きまして、同じ受コメント管理表の 16 ページの絵と 90、コメントNo. 91 の一番になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:34	冷熱品の鉛直方向の評価について、評価式のAの面積を示すところはどこか、そこがわかるように説明を追記すること。
0:53:44	図でわかるようにしても良いし、Aの求め方を追記してもよいというコメントでした。
0:53:50	これにつきまして、補足説明資料 4-1。
0:53:54	の方に、
0:53:56	Aの面積の求め方を追記いたしました。
0:53:59	具体的な該当箇所は閉止、補足説明資料 4-1 の別紙 2 の 42 ページ。
0:54:06	になります。
0:54:16	別紙 2 の 42 ページのところに、
0:54:19	そのエイシ真ん中にし、記号の説明があるんですけどもここのAのところですね、
0:54:26	注書きつけてまして、
0:54:28	その中がキーの説明が、同じページの下のところ、溶接部ののど厚。
0:54:35	溶接部断面のルート部を頂点とする二等辺三角形の頂点から底辺までの距離と、キャスク軸方向の溶接長さのセキに求められる面積に対し、キャスク事故報告の溶接長さで除してあたりと。
0:54:48	いうところで、
0:54:49	この求め方の説明を追記しております。
0:54:54	都築スタッフっていうところで、説明を聞いておりましてコメント管理部長のちょっと待ってくださいね。
0:55:03	刀禰面積が大体の出しとったって大体わかったんですけども、
0:55:11	日立造船のBWRの方でもねお話したんですけども、ここって溶接部そのものですよね。
0:55:20	多分非破壊検査も体積検査ができるところじゃないんで、持つことはわかってんですけども、基準の考え方、多分そのまま母材の強度かなんかで多分出されてたと思うんですけども、
0:55:34	と溶接部であること、体積検査できないこと等を踏まえてですね、その辺の考え方については、先日のBWRの時のヒアリングでもちょっと申し上げましたけども、
0:55:47	考え方を明確に記載しておいてください、本当に。
0:55:51	母材母材通りの強度があるということは、なかなか通用しないんじゃないかと、ペナルティが必要ではないかと考えますので、その辺の考え方を明記して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:02	基準を必要に応じて見直しいただきたいと思います。
0:56:08	日立造船の南です。承知いたしました。
0:56:15	すいません
0:56:17	規制庁トガサキですけど、今の中の説明というのは、その次の別紙 2 の 43 の、
0:56:26	右の図の枠囲みのウエノ。
0:56:32	電熱品と、
0:56:34	あれですか、のど。
0:56:37	発何とかって書いてある。
0:56:39	取り矢印が引いてある、黒、黒い三角。
0:56:42	ノー。
0:56:45	黒い三角の、
0:56:50	二等辺三角形の、
0:56:53	商店から底辺までの距離、
0:56:57	ていうのと、あとそれは、
0:57:01	キャスト事項この溶接長さってというのは、これはだから、左の方の枠組みの図の長さ。
0:57:09	をかけて、
0:57:11	それで、
0:57:13	その面積、
0:57:14	に対して、
0:57:17	また、あれですか、長さでは、溶接ナガタではあるんですか。
0:57:23	ていうちょっと、このZoomどこの図のどこの部分を説明してるのかっていうのをわかるようにしていただきたいんですけどいかがですか。
0:57:41	北児童瀬野ミナミです。説明の仕方等について工夫いたします。
0:57:51	規制庁の土佐です。これ、この前説明し、私質問して追加してもらったと思うんですけど、別に全部日本語です、説明してもらわなくても、図を引用すれば、
0:58:05	多分視覚的にわかると思いますので、
0:58:08	どこの面積なのかっていうのが、
0:58:12	わかるような、
0:58:14	説明をズーを駆使してもらって説明された方がいいんじゃないかと思えます。
0:58:21	はい。日立造船の南です。承知いたしました。あの図を使って説明するように対応いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:45	日立造船の南です。続けて、コメント内容の方。
0:58:50	回答させていただきます。お願いします。衛藤。はい。コメント管理表の
0:59:00	21 ページになります。
0:59:04	コメントNo. 108 番。
0:59:07	コメント内容ですけれども、こちらは津波竜巻の評価で持ち、こちらで用いております。衛藤。
0:59:18	設計荷重のところに関するご質問でした。
0:59:21	コメントの内容としましては、コメント内容の一番下の 2、2 行ですね。
0:59:27	どのように設計荷重を決めるのかという点も説明をしっかりと、
0:59:32	申請書でも説明をしっかりとすることということで、
0:59:36	衛藤、補足説明資料の方には、津波荷重を包絡する荷重として設計荷重を設定しているということを明記させていただきました。
0:59:46	一方で申請書でも説明をしっかりとする方法、コメントにつきましては、衛藤補正にて記載を追加するよう対応いたします。
0:59:58	続きまして同じ 21 ページのコメントナンバー109 番になります。
1:00:04	荷重の作用位置をフランジ側面とした場合が保守的であることの説明はされているかということで、
1:00:11	こちらに対しましては、補足説明資料 5-1 の方に、
1:00:16	荷重の作用位置をフランジ側面とした場合が保守的であるということを追加いたしました。
1:00:22	具体的な箇所としましては補足説明資料 5-1 の 18 ページになります。
1:00:36	18 ページのところ、
1:00:46	すみません、少々お待ちください。
1:01:55	すみません、日立造船の南です。該当箇所が 18 ページのところになります。
1:02:02	降雨が、2 ポツの設計荷重を用いることの妥当性というところの 2 段落目ですね。
1:02:10	一風すいません一時、
1:02:15	一時豚密封シール部及び一次蓋ボルトの評価においては、フランジ側面に作用する荷重の影響を支配的に受けることから、
1:02:25	フランジ側面に作用する荷重値を比較して、設計荷重が、
1:02:30	津波荷重を包絡することというところを示すというところで、
1:02:35	こちらの文章にて、
1:02:37	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	フランジ側面に作用した場合が、保守的であるというところの回答という形にさせていただいております。
1:03:00	すいません。続きまして、コメント管理表の 24 ページになります。コメントナンバー119 番です。
1:03:08	コメント内容ですが、先行他社の例では、外、
1:03:12	外等は遮へいと除熱を担っていると記載されているが、すいません、224、すみません規制庁のトガサキですけど、今のところのこの説明は、
1:03:24	1018 ページ 2
1:03:27	フランジ側面に作用する荷重値を比較し、
1:03:32	設計荷重が津波荷重を包絡することをし、指名するっていうふうに、
1:03:37	言ってるのは割と変わらなくて、その具体的な示して、示しているのがちょっと 19 ページのところで、
1:03:46	そこに煤なんか線がついてるんですけど、それが追加されてるんじゃないんですか追記したって書いてあるんですけど。
1:03:58	どうどこを追記したんですか。
1:04:13	日立造船の南です。
1:04:16	衛藤。
1:04:17	今をしていただいた箇所なんですけれども、すいませんこのコメント管理表の、
1:04:27	サイトウ法、サイトウと方針の中に記載している、この補足説明資料 5-1 の括弧書きの中が、0 分 1 のバージョンになってまして、
1:04:37	こちらは、
1:04:38	rev1 ですなつまり今回
1:04:43	今見ていただいている資料は 0 分になるんですけなるんですけれども、一つ前の段階で生成した内容になります。
1:04:51	なのですいませんここは今回、説明する対象ではなかったんです。
1:04:59	規制庁の所ですいずれにしてもまずコメントの内容が、
1:05:03	フランジ側面とした場合を保守的であることはせ説明されているのかっていうので、
1:05:10	それで、
1:05:11	空港倒壊等で、
1:05:14	最も厳しい条件となるためその条件としていますっていう口頭回答をしていて、
1:05:21	資料で、その保守的であるってことを追記しましたっていうふうに言うるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:27	この資料で保守的であるってことを説明してもらわないといけないと思うんですけど。
1:05:33	それが、今の説明だと 18 ページの
1:05:37	2 の 2 パラのフランジ側面に作用する荷重値を比較し、設計荷重が津波荷重を包絡することを示し示すっていう、
1:05:47	この具体的な内容というのを説明していただかないと、
1:05:52	保持性を説明したことにはならないんじゃないかと思うんですけどいかがですか。
1:06:00	はい。日立造船の南です。失礼いたしました。
1:06:05	ご指摘いただいたコメント内容に対する、修正の箇所というのは、すみません私先ほど説明した通り 18 ページの
1:06:14	2 ポツの中の 2 段落目のところですね。
1:06:17	ここが、と修正した箇所になってまして、ただ
1:06:22	線を引いて三角マークの 2 をつけ忘れていたところになっております。申し訳ございません。
1:06:30	それでいいんですけどその内容を説明してもらわないといけないんじゃないですか。保守的である。申し訳ございません。はい。ご指摘の点理解いたしました。がちょっと、そちらにつきましては一度持ち帰り検討させていただきたいと思います。
1:06:47	申し訳ございません。回答。ちょっと私は 19 ページのところのところが該当だと思ったんですけど、そうじゃないと思うんですね、ちょっと。
1:06:54	すみません。19 ページのところだと、ちょっと、
1:06:59	我々思うと言ったらおかしいんですが、10 ページのところなんでちょっと我々もちょっと今ここをですね少し正確に答えられないところもあって、誤解を招くといけないので一度ちょっと、
1:07:10	持ち帰って整理して説明させていただきたいと思います。はい、わかりました。
1:07:31	すみません。日立造船の南です。
1:07:33	コメント管理表の 24 ページのところから、続けさせていただきます。
1:07:40	24 ページのコメントナンバー 119 番になります。コメント内容は、先行他社の例では、該当は遮へいと除熱を担っていると記載されているが、
1:07:51	率 P2 の方では、該当は車両になっていると記載されている考え方に違いがあるのか。
1:07:58	何か違いがない場合、先行と記載を合わせることも検討してはどうかというコメントでした。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:03	こちらにつきましては、
1:08:05	キャスクの構造と安全機能の関係について、補足説明資料 16-1 の方に記載いたしました。
1:08:16	意外とページとしましては、
1:08:20	あっち。
1:08:21	いや、22 ページのところが該当箇所になります。
1:08:26	少々お待ちください。
1:08:29	22 ページの方をご覧ください。
1:08:34	表 2 のところに各部材が担保する安全機能という表をつけておりまして、
1:08:40	この中で、衛藤該当キャスク本体のところの一つ、右側にある、該当のところですね、これが該当する、担保する安全機能としましては、遮へいのところに二重マル。
1:08:53	江藤ニイヌマ丹羽部材が担保する安全機能のうち主要なものとして、まず第 1 は、社員と、
1:09:01	同じく除熱のところにも丸をつけてまして、
1:09:05	そちらは、部材が担保する安全機能のうち補助的なものというところで、この該当自体は遮へいも一応除熱のほうも、二つの機能を担っているというところを、この表で明確にしております。
1:09:23	規制庁も続きまして、コメント管理表の長マツノです。
1:09:29	はい。今の点はだから、他社と同じ考え方というか、金属キャスク構造規格に書かれてる
1:09:38	キャスクの部材が担保する安全機能っていうのは、
1:09:43	同じっていう。
1:09:45	考えで、
1:09:47	良いんですよ。
1:09:50	はい。日立造船の南です。基本的に同じと考えていただいて、問題ありません。
1:09:56	わかりました。造船のモチギですが、基本的に同じであります。バスケットのところとかがですね若干ちょっとその構造の違い等もあるのでそこを少し
1:10:08	細かく分けてると、というようなところの違いありますが、基本的なところは、1 章というようにして、
1:10:14	であります。
1:10:16	すいません。以上です。はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:23	続けて説明をお願いします。
1:10:26	はい。続きまして、コメント管理表のページが 25 ページになります。コメントナンバーが 121 番。
1:10:36	あとコメントの内容ですけれども、
1:10:38	該当と全熱品は破損しないことを確認するとあり、先行では、該当は支持構造物の基準を適用しているというコメントでした。
1:10:48	これに対しまして、ページが 26 ページの方になりますけれども、
1:10:53	補足説明資料 5-1 に、該当は金属キャスク構造規格の中間胴の基準を適用していることを追記しました。
1:11:03	前月比については安全機能、
1:11:05	つまり除熱機能が損なわれないことを確認するために破断しないことを基準として適用しているということを追記しております。
1:11:13	具体的な場所ですけれども、
1:11:15	補足説明資料 5-1 の、
1:11:18	12 ページのところをご覧ください。
1:11:28	2 段落目のところになりますけれども、
1:11:37	2 段落目の真ん中辺りですね、高良がイトウ及び電熱品、
1:11:43	は、金属キャスク構造規格に許容応力の記載がないが、回答については、同規格の中間胴の規定を適用して熱費については破断しないことを確認し、部材が欠損せず安全機能が少なく、
1:11:55	る恐れがないことを確認するという形で記載しております。
1:12:03	続きまして、コメント管理表の、
1:12:14	30 ページになります。
1:12:17	コメントナンバーが 136 番になります。コメント内容ですが、締め付け力、ここはふた蓋ボルトのところですね、締め付け力はどういう形で担保されるのか。
1:12:30	型式証明の中で、このトルクで管理することということが記載されるのかというコメントでした。
1:12:36	これにつきまして、回答方針の下の方のブロックになります。
1:12:41	締め付け力は、メーカーが発行する取扱説明書等の締付登録を踏まえて、事業者において担保するように運用されるものと理解しています。
1:12:52	締め付け力は、設計に用いる値ではあるものの、他の施設の評価に引き継ぐ事項ではなく、またキャスクの製造において制限になる事項でもないというふうに考えております。
1:13:10	以上、このコメントについては以上になります。続きまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:15	コメント管理表の 32 ページ。
1:13:19	になります。
1:13:20	コメントNo. 144 番。
1:13:24	バスケットの評価については、どのように荷重が作用するのか、詳細に説明すること。
1:13:30	江藤。中身の意図としては地震と同様のコメントというふうにいただいております。
1:13:36	これにつきまして、
1:13:37	江藤会長としましては補足説明資料 5-1。
1:13:41	に、バスケットに作用する荷重について記載いたしました。
1:13:46	具体的な箇所としましては、
1:13:48	補足説明資料 5-1 の 22 ページになります。
1:13:58	江藤バスケット、括弧Cのバスケットのところですけども、臨界防止機能を担うバスケットについては、津波荷重が特定兼用キャスクに作用してもバスケットに荷重が作用することはないが、
1:14:10	ここでは仮に設計荷重が作用した場合の評価を行うということで、
1:14:18	評価を、記載を
1:14:21	生かしております。
1:14:30	すいません、具体的な評価の箇所としましては、同じ資料の別紙 1 の 8 ページのところに、
1:14:39	なります。
1:14:40	こちらに対しまして、(2)のところからバスケットの評価が記載しているんですけども、
1:14:47	ここの記載ぶりにつきましては基本的に地震のところ、受けましたコメントの内容を反映した形で資料を修正しております。
1:15:07	お時間もちょっと 4 時に近づいてきましたので今ここです四条五条六条関係のコメントのところは
1:15:17	一通りご説明させていただいたというところでございます。で、ちょっと 1 点です 1 個戻ってですね。
1:15:25	コメントの数管理表の 30 ページの、コメント番号の 136 ページ。
1:15:31	の、先ほどの蓋の締付カトルクとかの据付力の件なんです、
1:15:37	こちらにつきましては先ほど回答しましたように考えておまして、
1:15:41	型照明の、いや今現状日立造船としましては型照明の申請書、
1:15:48	あとは補足説明資料等にですね、
1:15:50	そちらについては記載しないという方針でいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:54	というところで、本日、そのように回答させていただきたいというふうに思っています。一応こちらについてはコメント等ございましたらお願いしたいというふうに考えております。以上になります。
1:16:15	規制庁のトガサキですけどシミズK6は、
1:16:20	運用の話だと思うんで、この設計とかに、書かん書く話じゃないっていうのはわかるんですけど、ちょっと今この書き方がですね
1:16:32	これ誰も何か担保しないように見えてしまうんで、運用で
1:16:38	あれですよ
1:16:40	買う、管理されると理解してるってのはあるんですけど、
1:16:44	ちゃん等、この形系の制度の中で引き継ぐ事項ではないかもしれないんですけど、ちゃんと引き継がれるってことは、表現された方がいいと思うんですけど。
1:17:01	ご指摘ありがとうございます。そちらについては1度ちょっと検討させていただきますが、
1:17:09	補足。
1:17:13	だからこの補回答、回答方針の書き方で、
1:17:18	この今の形でだから、今おっしゃりたいのは、この性、最後に考え方は別途整理するところを、もう決して補足説明資料には追加しないという、
1:17:29	回答だったと思うんですけど、それはそれでいいんですけど、この表現がですね、このままの形だと、
1:17:39	もう本当に何か誰も考えないというふうに読めてしまいますので、
1:17:44	そこはちゃんと表現を工夫した方がいいんじゃないですかということです。
1:17:51	はい。ありがとうございます日立造船モテギです。
1:17:54	了解いたしました。ちょっとこちらの表現は適切ではございませんでした修正させていただきます。
1:21:16	規制庁松野です。ちょっと相場委員も時間になりましたので、今日はこれでヒアリングは終了したいと思います。残りはまた別途日程を調整して、また説明をお願いしたいと思いますので、
1:21:32	よろしくお願ひします。本日のヒアリングをこれで終了します。
1:21:38	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。